

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

- 1．ポリエチレンテレフタレート製の容器（ペットボトル）に係る区分の見直し
容器包装リサイクル法施行規則においては、容器包装区分上ペットボトルに区分されるものを「飲料（酒類を含む。）及びしょうゆを充てんするためのペットボトル」に限定している。しかし近年、飲料・しょうゆ以外の商品であってもペットボトルに充てんされるものが広く流通していること、かつ、こうした新たな商品を充てんしたペットボトルであっても飲料・しょうゆを充てんしたペットボトルと同等以上の再生利用への適性を有しているものがあることから、当該商品を充てんしたペットボトルを容器包装区分上のペットボトルに追加する。
(平成 20 年 4 月 1 日施行)
- 2．再商品化計画の策定期限の 1 年前倒し
平成 20 年 4 月 1 日より、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みをはじめ、改正容器包装リサイクル法が完全施行される。
この資金拠出の算定の基礎となる分別収集見込量をより実態に即した内容とし、より適切な制度運営を図るため、再商品化義務総量の算定根拠となる再商品化計画については、次期計画は平成 20 年を始期として策定を行うよう所要の改正を行うこととする。
(平成 19 年 4 月 1 日施行)
- 3．再商品化義務量の簡易算定方式の変更
再商品化義務量の基礎となる排出見込量の算出に当たっては、特定容器包装利用事業者が「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」及び「事業活動により費消した容器包装の量」を「販売した商品に用いる容器包装の量」から控除できるとされている。現行施行規則においては、控除する量をそれぞれ個別に算定する自主算定方式のほか、個別に算定できない場合に用いる簡易算定方式として、「販売した商品に用いる容器包装の量」に「容器包装廃棄物排出比率」という一定の値を乗じることにより、上記二つの量を一律に控除する方式が認められている。
改正後の施行規則においては、この簡易算定方式においてもスーパーマーケット等による個別の店頭回収努力が反映されるよう、「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」については個別に控除できるとし、係数を乗じて一律に控除する対象を「事業活動により費消した容器包装の量」のみとする。
(平成 19 年 4 月 1 日施行)
- 4．自主回収認定に関する定期報告事項
法第 18 条に基づく自主回収の認定制度では、一定の回収率を達成できるものとして認定を受けた場合に、当該認定を受けた容器に関して再商品化義務を 100%控除することとしている。
改正後の容器包装リサイクル法では、この自主回収認定を受けた特定事業者が、認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告することとしている。この報告に関する事項として、自主回収の認定に係る報告は、毎年度終了後三月以内に、認定を受けた特定容器又は特定包装ごとに、認定に係る特定容器若しくは特定包装を用いた量又は認定に係る特定容器を製造等した量、認定に係る特定容器又は特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量について行うことを定める。
(公布日施行)

5．特定容器包装利用事業者に係る事業系比率

上記3．の改正を踏まえ、簡易算定方式において「事業活動により費消した容器包装の量」を一律に控除するための係数（事業系比率）の平成19年度における値を以下のよう
 に定める。
 （平成19年4月1日施行）

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1．食料品製造業	0	5	0	15
2．清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	15	40	0	15
3．酒類製造業	25	25	20	20
4．油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5．医薬品製造業	40	20	50	
6．化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	0	0	10	
7．小売業				
8．その他の事業	25	75	5	

清涼飲料製造業

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	15	20
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	20	25
3. 酒類製造業	10	20
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5	10
5. 医薬品製造業	40	55
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5	10
7. 小売業	25	5
8. その他の事業	40	60

包装（各業種共通）	30	25
-----------	----	----